資料３－２

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書

平成２８年２月

文化審議会著作権分科会

法制・基本問題小委員会

目　次

第１章　検討の経緯 1
第２章　ＴＰＰ協定に伴う制度整備の在り方について 3
第１節　制度整備に当たっての基本的な考え方 3
第２節　著作物等の保護期間の延長 4
１．問題の所在 4
２．検討結果 5
第３節　著作権等侵害罪の一部非親告罪化 12
１．問題の所在 12
２．検討結果 13
第４節　著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備 19
１．問題の所在 19
２．検討結果 21
第５節　配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与 26
１．問題の所在 26
２．検討結果 27
第６節　「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備 30
１．問題の所在 30
２．検討結果 32
第７節　施行期日について 39
第３章　ＴＰＰ協定を契機として検討すべき措置について 40
付属資料 42

第１章　検討の経緯

環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ協定」という。）は，我が国を含むアジア太平洋地域の１２か国が参加する包括的な経済連携協定である。ＴＰＰ協定交渉参加１２か国の経済規模は約３，１００兆円（世界全体のＧＤＰの約４割），その人口の合計は８億人（世界全体の人口の約１割）に上り[1]，巨大な経済圏を形成することとなる。平成２２年３月，Ｐ４協定（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟の４か国（シンガポール，ニュージーランド，チリ，ブルネイ）に加えて，アメリカ，オーストラリア，ペルー，ベトナムの８か国で交渉が開始された。その後，交渉にはマレーシア，メキシコ，カナダが加わり，我が国は平成２５年７月の第１８回会合より交渉に参加した。以降，参加１２か国で，合意を目指して度重なる交渉が行われてきたが，平成２７年９月末から１０月にかけてアメリカのアトランタで開催された閣僚会合において，大筋合意が実現した。平成２８年２月４日に協定文書への署名式が行われ，参加国で協定の早期発効が目指されている。

ＴＰＰ協定はモノの関税だけでなく，サービス，投資の自由化を進め，さらには電子商取引，国有企業の規律，環境，そして著作権を含む知的財産など，幅広い分野で２１世紀型の新たなルールを構築することを目指すものである。ＴＰＰ協定により，参加国内でのヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化し，大企業だけではなく中小・中堅企業，地域の産業がアジア太平洋地域の市場につながり，国内に新たな投資を呼び込むことも見込め，我が国の経済成長が促されることが期待されている。

知的財産章もまた，このＴＰＰ協定全体の大きな考え方の下に策定されており，著作権や商標，特許，地理的表示等の知的財産権について，権利の適切な保護と，民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等について規定し，もって，知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。このうち，著作権に関する規定の多くは，我が国の国内法において既に対応済みのものである。ＴＰＰ協定によって，我が国以外の参加国においても国内同様に著作権等の適切な保護が図られ，権利行使の実効性や安定性が確保されることが期待されている。一方，ＴＰＰ協定で合意された著作権規定の一部については，我が国の国内制度の見直しを必要とするものもある。

昨年１０月５日にＴＰＰ協定が大筋合意に至り，同月９日，政府のＴＰＰ総合対策本部は，ＴＰＰ協定の締結に向け関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を

[1] 出典：世界銀行データベース（基準年：GDP 2014 年，人口 2014 年）　※1 ドル 110 円換算（2014 年度円相場平均）。

推進するための「総合的なＴＰＰ関連政策大綱（仮称）」を策定する方針を決定した[2]。これを受け，平成２７年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「本小委員会」という。）においては，本課題の検討に急ぎ着手することとした。

ＴＰＰ協定の締結のために必要な著作権制度上の課題等については，早急に結論を得ることが求められている一方，ＴＰＰ協定において制度整備が求められている事項は，これまでの我が国における著作権制度の見直しの議論においても結論が得られなかったものが少なからず含まれており，幅広い関係者の意見を良く聴きつつ，専門的な見地から適切に検討を行う必要がある。このため，まず昨年１１月に権利者，産業界，利用者関係団体の計２１団体から集中的な意見聴取（以下「本小委員会における意見聴取」という。）を行うとともに，その結果を踏まえた検討を行い，本小委員会として「ＴＰＰ協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方」[3]（以下「基本的な考え方」という。）のとりまとめを行った。

この「基本的な考え方」は，ＴＰＰ協定締結に必要な制度改正事項の内容及び影響に照らし，講じるべき措置に関する基本的な方向性を整理したものである。具体的には，ＴＰＰ協定の締結のために必要な法整備において講じるべき措置として，後述する５項目について法改正の要否の在り方を検討すべき旨及び検討に当たっての留意事項を整理するとともに，協定締結に関連して検討すべき事項等についても併せて整理を行ったものであり，本課題への具体的な対応方策についてこれに沿って政府において検討を進めるべき旨を本小委員会として提言した。

その後，政府は，ＴＰＰ協定のできるだけ早期の発効を目指して，著作権法の改正を含む関連法案を平成２８年通常国会に提出する予定であることを公表した。このような政府の方針から，本小委員会としても，速やかに本課題に対する結論を得ることが求められている。

本報告書は，これらの経緯を経て，「基本的な考え方」及びこれを受けた政府部内での検討状況を踏まえて本小委員会において更に議論を深めた結果，本小委員会として，ＴＰＰ協定に伴う制度整備の在り方等について提言するものである。

なお，本報告書において，法律名が記載されていない条項は，著作権法の条項を示しており，ＴＰＰ協定の条文は内閣官房ＴＰＰ政府対策本部が公表している仮訳文[4]に基づく。

---

[2] 「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」（平成 27 年 10 月 9 日 TPP 総合対策本部決定）。

[3] 本小委員会（第 7 回）資料 1。

[4] 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP「TPP 協定仮訳文について」＜http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_kariyaku.html＞。

第２章　ＴＰＰ協定に伴う制度整備の在り方について

第１節　制度整備に当たっての基本的な考え方

ＴＰＰ協定において締約国に求められる義務の内容及びその趣旨を精査した結果，本小委員会としては，①著作物等の保護期間の延長（第２節），②著作権等侵害罪の一部非親告罪化（第３節），③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備（第４節），④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与（第５節），⑤「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備（第６節），の５つの事項について，制度上の措置を講じることが適当であると考える。

上記各事項に関する制度整備の在り方を検討するに当たっては，次の点に留意すべきである。すなわち，ＴＰＰ協定を踏まえて各国がどのような制度設計を行うかについては，同協定の一般規定により各国に一定の柔軟性が確保されている[5]。この点も踏まえ，ＴＰＰ協定に伴い必要な対応を検討するに当たっては，各規定の趣旨や求められる義務の具体的内容，及び各締約国に許容される裁量の範囲を吟味しつつ，我が国の国内状況や法体系に照らして適切な制度設計を検討するべきである。

[5] TPP 協定の一般原則として，「各締約国は，自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる」旨が定められている（第 18･5 条）。また，権利行使に関する節における一般的義務の内容として，「各締約国は，自国の知的財産に関する制度においてこの節の規定を実施するに当たり，知的財産権の侵害の重大さと適用される救済措置及び罰則との間の均衡の必要性並びに第三者の利益を考慮に入れる。」とされている（第 18･71 条第 5 項）。

第２節　著作物等の保護期間の延長

１．問題の所在

（１）ＴＰＰ協定で定められた内容の概要

ＴＰＰ協定においては，著作権及び関連する権利の保護期間について，下記の事項が定められている（第１８・６３条）。

（ａ）自然人の生存期間に基づいて計算される場合には，保護期間は，著作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも７０年とすること。
（ｂ）自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には，保護期間は，次のいずれかの期間とすること。
（ｉ）当該著作物，実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表（固定）の年から少なくとも７０年。
（ⅱ）当該著作物，実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも７０年。
※なお，ＴＰＰ協定上，「実演」とはレコードに固定された実演（音の実演）をいう[6]。

（２）過去の検討状況や国際的な状況

①過去の検討状況

著作物等の保護期間の在り方については，これまでも著作権審議会や文化審議会著作権分科会において検討がなされてきた[7]。また，国内の権利者団体からも，著作物等の保護期間を延長すべきとする強い要望が寄せられてきたところ[8]である。

これまでの国内での議論においては，保護期間の延長の是非について，様々な観点から検討が行われたものの，保護期間の延長に肯定的な立場と否定的な立場の両

---

[6] TPP 協定第 18･1 条第 1 項。
[7] 平成 8 年 9 月 20 日「著作権審議会･第 1 小委員会審議経過報告」，平成 11 年 12 月「著作権審議会第 1 小委員会審議のまとめ」，平成 16 年 1 月「文化審議会著作権分科会報告書」，平成 20 年 10 月 1 日「文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」，平成 21 年 1 月「文化審議会著作権分科会報告書」参照。
[8] 例えば，平成 18 年 9 月には，「著作権問題を考える創作者団体協議会」が保護期間の延長を要望した。なお，同協議会の構成団体は，以下 16 団体である。
日本文藝家協会，日本脚本家協会，日本シナリオ作家協会，日本児童文学者協会，日本児童文芸協会，日本漫画家協会，日本美術家連盟，日本美術著作権連合，日本写真著作権協会，日本写真家ユニオン，日本音楽著作権協会，日本音楽作家団体協議会，音楽出版社協会，日本レコード協会，日本芸能実演家団体協議会，日本歌手協会。

方の立場の意見が様々に出され[9]，意見集約には至らず，平成２１年１月に取りまとめられた「文化審議会著作権分科会報告書」（以下「平成２１年報告書」という。）において，引き続き検討すべき旨が述べられた。なお，平成２１年報告書においては，国際的な制度調和の観点については，保護期間についての国際的な趨勢など，国際的な動向を更に踏まえて検討を深めるべき問題であるとされたところである。

②国際的な状況

著作物等の保護期間に関しては，欧州で，平成５年にＥＣ指令が著作者の死後７０年の保護期間を加盟国に義務づけたほか，アメリカが平成１０年，オーストラリアが平成１７年に，韓国が平成２５年にそれぞれ７０年への延長を行っている。現在，主要国首脳会議（Ｇ７）参加７か国のうち我が国とカナダを除く５か国において，ＯＥＣＤ加盟３４か国のうち我が国，カナダ，ニュージーランドを除く３１か国において，著作物等の保護期間は原則として著作者の死後７０年以上とされているところである[10]。

また，音の実演及びレコードの保護期間については，欧州で，平成２３年のＥＵ指令により，７０年の保護期間を加盟国に義務付けている。Ｇ７参加７か国では，音の実演についてはカナダと我が国を除く５か国，レコードについては我が国を除く６か国において，それぞれ７０年以上とされている[11]。

２．検討結果

（１）ＴＰＰ協定の締結のために必要な措置について

①制度整備の方向性

著作物等の保護期間については，各国の判断でこれを著作者の死後又は著作物の発行後７０年に延長する国が先進国を中心に増加しつつある。

---

[9] 保護期間の延長に肯定的な立場からは，保護期間の延長により，長期的に人気を博する作品から（保護期間の延長分についても）継続的に収益を得られることにより，その収益から次の創作や新人の発掘･育成が可能となること等の理由が挙げられている。

一方，保護期間の延長に否定的な立場からは，音楽 CD など多くのコンテンツが欧米諸国との関係で輸入超過となっている現状において，欧米作品の保護期間が延長されれば，こうした状態が延長した期間分継続することとなる恐れがあること（外国人の著作物については自国民と同等以上の保護を与えることとなっているため，現状日本において，欧米作品の保護期間は 50 年となっている）や保護期間の延長により自由利用が可能となる時期が遅くなることが，アーカイブの取り組みや既存著作物を活用した創作活動にとって阻害要因となること等の意見が出された。

[10] メキシコのみ，著作物の保護期間は著作者の死後 100 年とされている。

[11] アメリカにおいては，固定された実演は著作物として保護される。

前述のとおり，米国や，ＥＵ諸国など多くの国において，著作物の保護期間は原則著作者の死後７０年とされており，ＴＰＰ協定が発効すれば，ＯＥＣＤ加盟全３４か国及びＧ７参加７か国の全てにおいて，著作物の保護期間が７０年となる[12]。また，音の実演及びレコードについても，ＥＵ諸国など多くの国において，発行等の後７０年とされており，ＴＰＰ協定が発効すれば，Ｇ７参加７か国の全てにおいて，これらの保護期間が７０年となる。

ＴＰＰ協定は，世界の国内総生産（ＧＤＰ）の約４割を占める巨大貿易協定であり，今後も協定加盟国は増加するものと考えられる。また，諸外国が二国間及び複数国間で貿易協定を結ぶ際には，ＴＰＰ協定で定められた事項が基準になる可能性も大いにあり，著作物等の保護期間を原則として著作者の死後７０年まで等とする国が，今後ますます増えることが予想される。

また，著作物の保護期間については，相互主義を採用している国も多くあり，我が国だけが著作物の保護期間を著作者の死後５０年等とすると，保護期間を死後７０年等としている諸外国において，我が国の著作物だけが短い期間しか保護されないこととなるなど，諸外国の著作物に対する保護と不均衡を生むこととなる[13][14]。

このような国際的な動向を踏まえると，国際調和の観点を重視し，著作物等の保護期間を著作者の死後７０年まで等に延長することが適当であると考えられる。なお，本小委員会における意見聴取においても，このような国際的な動向を踏まえ，権利者団体からは著作物等の保護期間の延長を歓迎する意見が多数挙げられたところである[15]。

また，平成２１年報告書においては，保護期間を延長することで，長期的に人気を博する作品から継続的に収益を得られ，その収益から次の創作や新人の発掘・育成が可能となるなど新たな創作活動の促進や文化の発展に寄与するとの意見も挙げられていたところ，ＴＰＰ協定に基づき各国で効果的な海賊版対策が行われ，我が国の正規品流通環境が整備されることにより，これらのメリットをより享受できることが期待される。すなわち，我が国においては，アニメやマンガ等の著作物を利用したビジネスは重要な輸出産業と位置づけられており[16]，今後，我が国が長期

---

[12] なお，TPP 交渉参加 12 か国のうち，OECD に加盟している我が国，カナダ及びニュージーランドだけでなく，OECD 非加盟国であるベトナム，ブルネイ，マレーシアも TPP 協定の批准のために著作物等の保護期間を原則著作者の死後 70 年に延長することとなる。

[13] 例えば，イギリス，フランス等の国においては著作物の保護期間を原則著作者の死後 70 年としながらその保護について相互主義を採用している。そのため，これらの国では，我が国，カナダ及びニュージーランドを除く OECD 全加盟国等，多数の国の著作物が死後 70 年まで保護されるにもかかわらず，我が国の著作物は死後 50 年までしか保護されていないという不均衡が生じている。

[14] 前掲注 8 に掲げる団体からも同様の意見が出されている。

[15] 本小委員会（第 6 回）における日本音楽著作権協会，日本書籍出版協会，日本芸能実演家団体協議会，日本レコード協会，学術著作権協会，日本写真著作権協会等提出意見。

[16] 例えば，政府は「クールジャパン」の推進の一環として，「日本ブームの創出」を掲げ，アニメやマンガの積極的な海外展開を支援している。

に利用される作品を多く輸出することで，保護期間の延長による利益を受けられることが期待される。

なお，既に保護期間が満了した著作物等を保護期間の延長に際し，再度保護の対象とすることは，ベルヌ条約における不遡及原則[17]や，一度公有に帰した著作物等の保護が復活することによる社会的混乱を踏まえると適当ではない。保護期間の延長に当たっては，この点にも留意する必要がある[18]。

②延長の対象となる著作物等について

ＴＰＰ協定を踏まえて著作物等の保護期間を延長するに当たって，（ⅰ）視聴覚的実演（ⅱ）映画の著作物（ⅲ）放送・有線放送をそれぞれ延長の対象とするべきかが問題となる。

（ⅰ）視聴覚的実演については，ＴＰＰ協定においては，前述のとおり，「実演」は基本的に「レコードに固定された実演」（いわゆる「音の実演」）のみを指すとされている[19]ため，実演家の権利の保護期間を延長するに当たっては，音の実演に限り行い，視聴覚的実演については，保護期間を延長せず，現行のまま，実演後５０年とすることも考えられる。実演家の保護期間については，実演家関係団体からは，音の実演と視聴覚的実演の保護期間等の差異を設ける積極的な理由は認められないこと等を理由として，これらを区別せず保護期間の延長の対象とするべきとの要望があった[20]。

この点について，これまで我が国においては，音の実演と視聴覚的実演を区別せず，同一の保護期間を定めてきた。具体的には，現行著作権法制定以降，制定時の実演後２０年から，昭和６３年の著作権法改正では３０年へ，平成３年の改正時には５０年へと，２回にわたり延長が行われてきたが，これらの改正の際はいずれも，音の実演と視聴覚的実演を区別することなく一律に延長の対象としてきた[21]。また，関連する過去の対応例として，実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下「ＷＰＰＴ」という。）は原則として「音の実演」のみを保護対象としているが，同条約を締結するための法改正においては，視聴覚的実演についても併せて

17 ベルヌ条約第 18 条(1)においては「この条約は，その効力発生の時に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなつた著作物以外のすべての著作物について適用される。」とされている。

18 著作物等の保護期間が延長された過去の著作権法改正においても，同様に，改正法の施行までに著作権等が存続している著作物等を保護期間の延長の対象としている（昭和 45 年改正，平成 8 年改正，平成 15 年改正）。なお，本小委員会（第 6 回）においては，日本経済団体連合会からこの点に関して十分な周知徹底が求める意見が出されている。

19 前掲注 6

20 本小委員会（第 8 回）における日本芸能実演家団体協議会・映像コンテンツ権利処理機構提出意見。

21 なお，これらの改正当時の国際条約上の義務としては，実演家，レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約により，実演後２０年とされていた。

制度整備を行った[22]。

実演家の権利を著作隣接権の一つとして我が国の著作権法で保護している理由は，実演行為を著作物の創作活動に準ずる準創作的な活動であると評価し，その知的価値を評価しようとするためであると解されている[23]。このような制度趣旨に鑑みれば，実演の方式（聴覚的であるか視聴覚的であるか）のみを持って一律に保護期間に差異を設けることは必ずしも適当ではないと考えられる[24][25]。以上のことを踏まえ，今回の制度整備に当たっても，これまでの取扱いと同様，視聴覚的実演についても音の実演と同様に延長の対象とし，保護期間を実演後７０年とすることが適当である。

（ⅱ）映画の著作物については，本小委員会における意見聴取において，権利者団体より，映画の著作物の保護期間について，現行の公表後７０年から，公表後９５年に延長する要望が出された[26]。

映画の著作物の保護期間については，平成１５年改正前は公表後５０年とされていたが，「公表後５０年」は「死後５０年」より保護期間が一般的に短くなること等の問題が指摘され，文化審議会において検討が行われた結果，平成１５年の法改正において公表後７０年まで延長されたところである。

今回，著作物の保護期間が原則として著作者の死後７０年とされることに伴い，公表後起算である映画の著作物の保護期間が他の死後起算の著作物に比して相対的に短くなることから，公表後７０年より更に延長することも考えられる[27]。しかし，公表後７０年の保護期間はＴＰＰ協定上の義務を満たしている。また，外国では映画の著作物の保護期間について他の著作物よりも長い特別の期間を定める例は必ずしも一般的ではない（例えば，米国やＥＵ[28]においては，映画の著作物であるかどうかに関わりなく，著作物について同じ保護期間を定めている。また，豪州

---

22 例えば，平成 14 年の著作権法一部改正においては，音の実演と視聴覚的実演とを区別せずに実演家人格権の付与を行うなど，視聴覚的実演についても制度整備が行われている。もっとも，視聴覚的実演については，後掲脚注 25 でも述べるように，ワンチャンス主義の適用は受けることとなる。なお，韓国も，米韓 FTA において TPP 協定と同様に音の実演に対し，実演後 70 年の保護が定められたことを受けた韓国著作権法改正において，音の実演と視聴覚実演と区別することなく，保護期間を実演後 50 年から 70 年に延長している。

23 「著作権法逐条講義　六訂新版」551 頁（加戸守行著）

24 本小委員会（第 8 回）における日本芸能実演係団体協議会・映像コンテンツ権利処理機構提出意見。

25 もっとも，映像は多数の権利者が関わるものであるとの特性に鑑み，著作権法においてもその利用円滑化とのバランスを図るための種々の制度的手当がなされているところであり，実演家の権利についても，いわゆるワンチャンス主義の採用による工夫がなされている。

26 本小委員会（第 6 回）における日本映画製作者連盟，日本映像ソフト協会及び日本動画協会提出意見。

27 平成 15 年の著作権法改正においては，保護期間が公表後起算である映画の著作物が，著作者の死後起算である他の著作物と比較して，著作者の生存期間の分だけ保護期間が実質的に短くなるという不均衡の是正が理由とされており（第 156 回国会･参議院文教科学委員会（平成 15 年 5 月 20 日）における文部科学大臣による著作権法の一部を改正する法律案提案理由説明），この点を十分踏まえた検討が求められる。

28 ＥＵにおいては，著作物の保護期間は著作者の死後 70 年とされているが，映画の著作物については，主たる監督，シナリオ作家，脚本家及び映画の著作物又は視聴覚著作物において用いられるために創作された楽曲の作曲家のうち最終に生存した者の死後 70 年とされている。

やシンガポールにおいては，映画の著作物とその他の著作物で保護期間の起算点は異なるが同じ年数をその期間として定めている。)。したがって，映画の著作物の保護期間をＴＰＰ協定上の義務を超えて延長することの要否及びその在り方については，国際的動向や他の著作物とのバランス，映画の著作物の利用状況等を踏まえて，改めて検討することが適当である。

（ⅲ）放送事業者等の権利の保護期間については，放送関係団体より，他の著作隣接権との平衡を図ることを理由として，今回の制度整備において併せて延長することが要望された[29]。この点に関しては，ＴＰＰ協定上定めがないことに加え，諸外国においてもその多くが５０年としているところである[30]。また，放送事業者等の権利保護に関する国際ルール（放送条約）について，現在世界知的所有権機関において議論が行われているところであるが，現時点において，５０年を超える期間の保護を条約上求める方向での議論は行われていない[31]。放送事業者等の権利の保護期間を延長することの要否及びその在り方については，国際的動向や放送の利用状況等を踏まえて，改めて検討することが適当である。

③延長する際の制度設計について

著作物等の保護期間の延長に当たっては，延長の対象となる著作物を著作者の死後５０年又は公表後５０年の経過以前に著作権登録がされたものに限ること[32]や，これから創作される著作物あるいは現在存命の著作者による著作物に限ること[33]，また，少なくとも大正１２年以前の著作物についてはすべてについて，昭和２０年以前の著作物については登録の申請がなければ，当該著作物を公有とすること[34]や図書館における著作物利用について保護期間の例外を設けること[35]など，著作物の保護期間を延長する際の制度設計について，本小委員会における意見聴取の場において関係団体より意見が出された。

保護期間の延長を行うべき対象として，改正時に著作権が存続するにも関わらずそのうち延長の対象とするものを一定の年以降に創作されたものに限定することや著作者の生死により区別することはＴＰＰ協定上許容されないものと考えられる。また，延長の対象を著作権登録がなされている著作物に限定することは，ＴＰ

---

29 本小委員会（第 8 回）における日本民間放送連盟提出意見。

30 例えば G7 加盟国のうち，米国以外の 6 か国においては，放送事業者の権利の保護期間は全て我が国と同じ 50 年とされている。

31 世界知的所有権機関の公表している放送条約の統合テキスト案第 11 条。同条では，①具体的な保護期間を定める案（ただし，20 年とするか 50 年とするかについて交渉参加国で意見が分かれている。），②各国が自国の法令で任意に定めることを許容する旨を規定する案，③保護期間については特段規定を置かない案，の 3 案が選択肢として示されている。

32 本小委員会（第 6 回）における thinkTPPIP，インターネットユーザー協会，電子情報技術産業協会提出意見及び本小委員会（第 8 回）における国公私立大学図書館協力委員会提出意見。

33 本小委員会（第 6 回）における青空文庫提出意見。

34 前掲注 33。

35 本小委員会（第 6 回）における日本図書館協会提出意見。

Ｐ協定や我が国が既に締結している文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約（以下「ベルヌ条約」という。）との関係上困難であると考えられる。また特定の利用目的や利用主体を対象とした著作物等の利用円滑化方策については，保護期間における取扱いではなく，権利制限規定において検討されるべき事項であり，今後の必要に応じて検討を行うことにより対応すべきである。以上のことから，保護期間の延長に当たっては，これらの限定を付すことなく，保護期間内にある著作物について一律にその保護期間を延長することとすることが適当である。

ただし，後述するように，保護期間の延長によって予想される権利者不明著作物等の利用円滑化策についても検討を行い，順次措置を講じることにより，保護と利用のバランスを図ることが適当である。

（２）ＴＰＰ協定の締結に関連して検討すべき措置について

①戦時加算

戦時加算については，著作権法の全面改正について審議していた著作権制度審議会（当時）において，解消されるべきものと考えるとする基本的な方向性が示されているところである[36]。

戦時加算の問題については，世界各国の著作権管理団体が構成員となっている著作権協会国際連合（ＣＩＳＡＣ）において，日本が保護期間を延長する場合は，各構成団体が会員である著作権者に対して戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることが既に決議されている（平成１９年６月）が，今般のＴＰＰ協定の合意事項に保護期間の延長が盛り込まれることを受け，我が国と，ＴＰＰ交渉参加国のうち戦時加算対象国との調整が行われた。その結果，戦時加算問題に対処するため，権利管理団体と権利者との間の対話を奨励することや，これらの対話の状況及び他の適切な措置を検討するため，政府間で協議を行うことを確認する書簡が政府間で交わされたところである。

この点に関しては，本小委員会における意見聴取において，権利者団体より，戦時加算義務の実質的な解消に向けた政府の取り組みを歓迎する旨が表明されたところであり[37]，本小委員会としては，本問題の現実的な打開に向けたこれらの取り組みが適切に行われるよう提言するとともに，具体的取り組みの状況を注視することとする。

---

[36] 昭和 41 年 4 月「著作権制度審議会答申」。

[37] 本小委員会（第 6 回）における日本音楽著作権協会提出意見。

②権利者不明著作物等の利用円滑化策

前記のとおり，今回，国際的な制度調和等の観点から，保護期間の延長を提言するものであるが，延長に伴い，権利者不明著作物等の増加が予想され，その意味において，著作物等の円滑な利用に一定の影響が生じることが見込まれる。この点に関し，本小委員会における意見聴取においても，経済界等の関係団体より，権利者不明著作物等の利用円滑化策の検討を求める意見が多く寄せられた[38]一方，権利者団体としてもこの問題に積極的に対応していく旨の意見表明があった[39]。これらのことを踏まえ，著作権者不明等の場合の裁定制度の改善，権利情報の集約等を通じたライセンシングの環境整備等の方策について検討を行い，順次適切な措置を講じるべきである。

[38] 本小委員会（第６回）における日本経済団体連合会，日本知的財産協会，thinkTPPIP，インターネットユーザー協会，日本放送協会，日本民間放送連盟，電子情報技術産業協会，日本図書館協会発表意見。

[39] 本小委員会（第６回）における日本音楽著作権協会，日本書籍出版協会，学術著作権協会，日本写真著作権協会，日本文藝家協会提出意見及び本小委員会（第８回）における日本芸能実演家団体協議会・映像コンテンツ権利処理機構提出意見。

第３節　著作権等侵害罪の一部非親告罪化

１．問題の所在

（１）ＴＰＰ協定で定められた内容の概要

ＴＰＰ協定においては，著作権等侵害罪の一部非親告罪化について，下記の事項が定められている（第１８・７７条）。

・　著作権，実演家の権利又はレコードに関する権利を侵害する複製に係る罪のうち，故意により商業的規模で行われるもの（※）について，非親告罪とすること。

※「商業的規模で行われる」行為には，少なくとも次の行為を含む。

（ａ）商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為

（ｂ）商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって，市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの

ただし，非親告罪とする範囲については，市場における著作物，実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。

（２）過去の検討状況や国際的な状況

①過去の検討状況

著作権等侵害罪の非親告罪化については，これまでも著作権審議会や文化審議会著作権分科会において検討が重ねられてきた[40]。平成２１年報告書においては，海賊版の組織的な販売等のように一見して悪質な行為については，国民の著作権に関する規範意識の観点から，権利者が告訴の努力をしない限り侵害が放置されるという現状は適当でないという意見や，非親告罪化により，社会に警鐘を鳴らす意味で検挙する価値の高い事件に関して，告訴の取下げ等により捜査が中断するというような問題は解決される等の意義が述べられた。一方で，著作権等侵害は多様な形態で行われうるものであり，実態として，権利者が処罰するまでもないと許容している場合もあると考えられるため，引き続き被害者の意思を尊重した方が良い場合があるのではないかとの意見や，人格権侵害罪については，訴追して事実を明るみに

[40] 平成 11 年 12 月「著作権審議会第１小委員会専門部会（執行･罰則関係）報告書」，平成 15 年１月「文化審議会著作権分科会　審議経過報告」，平成 21 年１月「文化審議会著作権分科会報告書」参照。

出すことにより，かえって被害者の不利益になるおそれがあることから，財産権侵害と分けて考えるべきではないか等の意見があった。これらの意見を踏まえ，同報告書では，著作権等侵害行為の多様性や人格的利益との関係を踏まえると，一律に非親告罪化してしまうことは適当でないとされた。なお，著作権等侵害罪のうち一部の犯罪類型について非親告罪化することの可能性も示されており，そのような制度を検討する際には，社会的な影響を見極める必要性があること，要件設定に当たっては立法技術的な工夫が求められることが言及されている[41]。

②国際的な状況

ＴＰＰ協定交渉参加国全１２か国のうち，著作権等侵害罪に親告罪を採用している国は，我が国とベトナム[42]のみである。

また，ＴＰＰ協定交渉参加国以外の国で著作権等侵害罪を原則として親告罪としている国としては，韓国やドイツが挙げられるが，両国とも一定の類型については非親告罪とされている[43][44]。

２．検討結果

（１）ＴＰＰ協定の締結のために必要な措置について

①制度整備の方向性

本小委員会において行った関係団体からの意見聴取においては，著作権等侵害罪の非親告罪化は，悪質な海賊行為等，社会・経済秩序を乱す行為に対して有効である等として，悪質な海賊行為等を非親告罪化することについては概ね賛成の意見が表明された一方で[45]，非親告罪化によりコミックマーケット等の我が国における二次創作活動等への萎縮効果を生じさせることへの懸念も示された[46]。非親告罪とすべき範囲に関しては，著作権者等が商品として提供しているものをそのままコピー

---

41 平成 21 年報告書･35 頁。

42 ベトナムでは，商業目的での著作権及び著作隣接権の侵害及び組織犯罪又は重犯としての著作権及び著作隣接権の侵害については法定刑が加重されており（ベトナム刑法第 170a 条），これらに該当する罪については，ベトナム刑事訴訟法上，親告罪とはされていない（ベトナム刑事訴訟法第 105 条第 1 項）。

43 韓国では，営利目的又は常習的に行われたものについて，一部非親告罪とされている（韓国著作権法 140 条）。

44 ドイツでは，訴追当局による職権関与が例外的に認められており（ドイツ著作権法 109 条），また，業として行われたものについては非親告罪とされている（同法 109 条及び 108a 条参照。）。

45 本小委員会（第 6 回）における日本音楽著作権協会，日本書籍出版協会，日本レコード協会，コンピュータソフトウェア著作権協会，学術著作権協会提出意見。

46 本小委員会（第 6 回）において，コミックマーケット準備会からは，我が国における二次創作活動のすそ野の広さが次世代のクリエーターを育成しているとして，非親告罪の範囲は海賊版対策等の必要最小限に絞り，自由な創作活動の可能性をいたずらに狭めるべきではないとの意見が示された。また，thinkTPPIP，インターネットユーザー協会からは，二次創作行為，コスプレなどの各種ユーザー発信文化，ビジネス・研究・福祉分野での軽微な利用に対する萎縮効果への懸念が示された。

したもの（デッドコピー）を利用する侵害行為を非親告罪の対象とすべきという意見[47]や，非親告罪の範囲は社会的・経済的秩序に重大な影響をもたらす悪質な侵害行為のみに限定し，二次創作を萎縮させることがないよう配慮が必要であるとの意見等[48]が示されたところである。

著作権等侵害罪を非親告罪化することにより，国民の規範意識の観点から容認されるべきでない悪質な著作権等侵害行為が権利者の告訴がないため放置されたり，告訴期間の経過により告訴ができなくなるなどの事態が避けられ，海賊版対策の実効性を上げることが期待される。また，一定の著作権等侵害行為を非親告罪とすることは，ＴＰＰ協定により新たに国際的な共通ルールと位置づけられることとなり，今後こうした制度が国際的な標準となることも予想される。

これらに鑑み，我が国としても，海賊版対策の実効性確保により資する観点から，著作権等侵害罪の非親告罪化について必要な制度整備を行うことが適当であると考えられる。また，著作権等侵害罪の非親告罪化に当たっては，ＴＰＰ協定において非親告罪化が義務づけられている範囲及びその趣旨を踏まえつつ，我が国の二次創作文化への影響に十分配慮し，適切に非親告罪の範囲を定めることが必要である[49]。

この点，ＴＰＰ協定においては，非親告罪とする範囲を「市場における著作物，実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる」とされているところ，この規定の趣旨は，権利者が販売等を行っている著作物等の市場と競合する海賊版の流通等を行うことにより，権利者の売上げに悪影響を与える場合に限定することを許容したものであると解される。

これらを踏まえ，著作権等侵害罪の非親告罪化については，一律に非親告罪化するのではなく，著作権等侵害罪のうちいわゆる海賊行為（著作物等の市場と競合する海賊版による侵害行為）のように，被害法益が大きく，また，著作権者等が提供又は提示する著作物等の市場と競合するため著作権者等の事後追認等により適法化されることが通常想定できない罪質が重い行為態様によるものについて，非親告罪とすることが適当である。

---

47 本小委員会（第６回）における日本レコード協会，日本映画製作者連盟，電子情報技術産業協会，日本民間放送連盟提出意見。

48 本小委員会（第６回）における日本書籍出版協会，コンピュータソフトウェア著作権協会，日本経済団体連合会，日本知的財産協会，日本写真著作権協会，日本文藝家協会提出意見及び本小委員会（第８回）における日本新聞協会提出意見。なお，これらの他，日本写真著作権協会からは，著作権者に大きな損害を来す場合を除いては，累犯若しくは複製権侵害のみを非親告罪の対象とすべきではないか，との意見が示された。

49 「基本的な考え方」

②非親告罪とする範囲について

ＴＰＰ協定においては，非親告罪の対象とすべき範囲が，「故意により商業的規模で行われる」侵害行為に限定されており，また，「商業的規模で行われる」行為には，少なくとも「商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為」及び「商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって，市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの」が含まれるとされている。非親告罪とすべき範囲は，この趣旨を踏まえ，一定の目的をもって行われた悪質な著作権等侵害行為に限定することが適当である。

具体的には，侵害者が，侵害行為の対価として利益を受ける目的を有している場合や，著作権者等の利益を害する目的を有している場合であることを要件とすることが考えられる。

また，ＴＰＰ協定において，非親告罪とする範囲を，「市場における著作物，実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる」とされている趣旨を踏まえ，非親告罪の対象とすべき著作権等侵害罪を，著作権者等の著作物等の提供又は提示に係る市場と競合する場合に限定することが適当である。換言すれば，市販されている漫画や小説を基に二次創作作品を作成する等，著作権者等の著作物等の提供又は提示に係る市場と競合しない行為態様については非親告罪の対象外とすることが適当である。

具体的には，まず，侵害される著作物等は，現に市場において権利者により有償で提供又は提示されている著作物等であることを要件とすることが適当であると考えられる。この点に関しては，関係団体からの意見聴取においても，侵害の対象を既に市販している作品等に限定するべきであるとの意見が示されている[50]。

また，原作のまま，すなわち著作物等に改変を加えずに著作物等を利用する侵害行為であることを要件とすることが考えられる。加えて，著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合であることを要件とすることが考えられる[51]。なお，権利者の利益が不当に害されることとなるか否かの判断は，著作物等の種類や用途，侵害行為の態様，正規品の提供又は提示の態様など様々な事情を総合的に勘案して，正規品の販売市場との競合性があるか否かによって判断することが適当であると考えられる。この点に関して，関係団体からの意見聴取においても，非親告罪化の対象を海賊行為に限るため「原作のまま」の用語を用いたり，原著作物の市場での収益性に重大な影響がある場合のみに対象を限定したりす

[50] 本小委員会（第６回）における thinkTPPIP，インターネットユーザー協会提出意見。

[51] この要件により，例えば漫画を一冊全体ではなく一部分をそのまま複製する行為，漫画の文字部分を翻訳して絵の部分をそのまま複製する行為や映画の一部分に少量の字幕等を付して動画投稿サイトにアップロードする行為は，仮に当該行為が「原作のまま」に該当したとしても，基本的には正規市場と競合しないものとして，当該要件を満たさないこととなると考えられる。

べきであるとの意見[52]が示されたところである。

非親告罪の範囲については，これらの要件を設けることにより，市販されている作品等に対する海賊行為は非親告罪の対象となる一方で，二次創作行為については，原作のまま著作物等を利用する行為に該当せず，また著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に該当しないため，非親告罪の対象とならないこととなる[53]。

なお，非親告罪とする範囲について，具体的かつ明確な要件が示されることが望ましいとの意見[54]が示される一方で，著作物の種類等によって市場規模に差がある等，個別事情が異なることから具体的な数値による線引き等は難しいという意見[55]も示された。

具体的な制度整備に当たっては，どのような場合に非親告罪となるのかが明らかとなるよう，ＴＰＰ協定の文言を踏まえつつできる限り明確な要件を規定することが望ましいものと考える。

③対象とする支分権侵害の範囲について

ＴＰＰ協定において非親告罪化が求められている「権利を侵害する複製（piracy）」については，ＴＰＰ協定の規定や過去の関連する国際条約の解釈に照らせば，国内法における複製権の侵害を意味するものと考えられる。

関係団体からの意見聴取では，条約担保のために必要な複製行為にとどめるべきとの意見[56]も示された一方で，インターネットを通じた海賊版の提供等を行う行為についても非親告罪化の対象とすることにより海賊版対策の実効性が確保される制度とすべきとの意見[57]が示されている。

また，本小委員会においても，国民の著作物等の利用に萎縮効果を生じさせないよう，まずはＴＰＰ協定の担保に必要な最低限の範囲のみを非親告罪とすべきとの意見が示された[58]。一方で，インターネットにおける海賊版による公衆送信権侵害

---

52 本小委員会（第６回）における thinkTPPIP，インターネットユーザー協会提出意見。
53 この他，例えば，企業内において新聞や雑誌等の関連記事等を複製して配付する行為についても，上記の目的要件を満たさず，また著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合にも基本的には該当しないと考えられることから，非親告罪の対象とならないこととなる。
54 本小委員会（第６回）における日本放送協会，日本音楽著作権協会提出意見。
55 本小委員会（第６回）における日本書籍出版協会提出意見。
56 本小委員会（第６回）における thinkTPPIP，インターネットユーザー協会，日本放送協会意見。
57 本小委員会（第６回）における日本レコード協会提出意見。
58 有体物を頒布目的で複製する行為に比べ，著作物等を公衆送信する行為は一般人でも容易に行うことができ，軽微な侵害行為が含まれる可能性も高いことから，公衆送信権侵害を非親告罪の対象とすることについては慎重に検討すべきとの意見が示された。

が増加している実態や，海賊版業者等が公衆譲渡あるいは公衆送信することにより経済的利得を得ることが多いという実態を踏まえると，海賊版対策の実効性の観点からは，譲渡権侵害や公衆送信権侵害についても非親告罪の対象とすることが適当であるとの意見も示されている。

この点，公衆譲渡又は公衆送信による侵害行為は，権利者に与える不利益の大きさやその悪質さにおいて，複製による侵害と同様に評価することができると考えられ，被害法益が大きく悪質な行為を非親告罪とするという今回の改正趣旨を踏まえれば，譲渡権侵害や公衆送信権侵害についても非親告罪の対象とすることが適当である。また，二次創作等への萎縮効果を生じさせないための配慮としては，前記②のとおり，二次創作等が非親告罪の対象から除外されることとなるような要件を適切に定めることが必要である。

④被害者の意思を尊重するための制度的な工夫について

関係団体からの意見聴取においては，権利者が処罰を望んでいるかどうかが酌量されるようにしてほしいとの意見[59]や，行政機関や捜査機関による過度な捜査等がなされることのないよう，運用に当たっては権利者の意思等を確認するなど十分に配慮がなされるべきであるという意見[60]が示されている。その一方で，非親告罪化がされる場合であっても，起訴便宜主義と相まって，実務上は，権利者の意思確認が行われた上で，起訴が行われるものと考えられるという意見[61]や，著作権侵害の有無を確認するためには，捜査段階から著作権者の関与が必要であることから，権利者とは無関係に刑事手続が進められる懸念はないという意見[62]もあった。

本小委員会においても，二次創作等に対する萎縮効果を生じさせないためには，海賊版の利用行為については非親告罪としつつも，被害者の意思を尊重するための制度的工夫が重要であるとの意見が複数示されたところである。

この点に関しては，先に述べたように，著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合であることを非親告罪化の要件の一つに位置付けることにより，権利者への事情の確認が行われることとなるものと考えられる。すなわち，当該要件の充足性を判断するに当たっては，権利者がどのような利益を得ているのか，それが侵害行為によりどの程度害されるのか，また権利者がそのことをどのように認識しているのかといった点が判断要素となり得ることから，これらの点に関して権利者への事情聴取が必要になるものと考えられる。

---

59 本小委員会（第６回）における thinkTPPIP 提出意見。
60 本小委員会（第６回）における日本書籍出版協会，日本民間放送連盟，日本音楽著作権協会提出意見。
61 本小委員会（第６回）における日本レコード協会提出意見。
62 本小委員会（第６回）におけるコンピュータソフトウェア著作権協会提出意見。

なお，著作権等侵害罪の場合においては，有償著作物等の権利者が誰であるかという点や，権利者の許諾の有無など，犯罪の成否を左右する事実を被害者から聴取する必要があるため，被害者の協力が不可欠な犯罪類型であると考えられ，被害者の協力なしに，その意思に反して捜査を行い，公訴を提起することは，事実上極めて困難であると考えられる[63]。

⑤保護の対象とする権利者の範囲について

著作権等侵害罪の一部を非親告罪とするに当たっては，ＴＰＰ協定上規定されていない視聴覚的実演に係る実演家の権利や，放送事業者及び有線放送事業者の権利を侵害する行為についても非親告罪の対象とすべきかが問題となる。

この点，今回の制度整備において著作権等侵害罪の一部を非親告罪とする趣旨は，海賊版対策の実効性確保により資するため，著作権者等へ及ぼす被害が大きく，悪質な著作権等侵害を非親告罪とすることにある。かかる趣旨に鑑みれば，視聴覚的実演に係る実演家の権利や，放送事業者及び有線放送事業者の権利を侵害する行為のうち，権利者へ及ぼす被害が大きく，悪質な権利侵害については，他の権利侵害の場合と同様に非親告罪化の対象とすることが適当である。

（２）その他

上述のとおり，著作権等侵害罪の一部非親告罪化に関しては，我が国の二次創作文化に対して萎縮効果を生じさせるとの懸念が，関係団体からのヒアリングにおいて多数示されており，また，国民の関心が大きい論点でもある。

非親告罪となる範囲を適切に限定することに加えて，国民の二次創作活動等への萎縮効果を生じさせないよう，改正の内容やその解釈について十分に周知していくとともに適切な運用がなされることが期待される。

[63] この点について，平成 21 年報告書では，「起訴便宜主義の下で，被害者にとっての被害感情や被害の重み，訴追意思は，公訴提起の要否の判断において当然重視されるべきものであり，一般に，被害者の意思と全く無関係に訴追が行われることはない。」とされている。

第４節　著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備

１．問題の所在

（１）ＴＰＰ協定で定められた内容の概要

ＴＰＰ協定においては，著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）について，下記の事項が定められている（第１８・６８条）。

・著作者，実演家及びレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い，並びにその著作物，実演及びレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段[64]の回避に対する適当な法的保護等を与えるため，以下の行為を民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とすること。
  （ａ）著作物，実演及びレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為
  （ｂ）効果的な技術的手段を回避する装置等の製造，輸入，頒布若しくは公衆への販売若しくは貸与の申出をする行為，又は当該手段を回避するサービスを提供等する行為
・上記について，知的財産権を侵害しない使用を可能とするため，例外及び制限を定めることができる。

（２）過去の検討状況や国際的な状況

①過去の検討状況

著作物等の無断複製を防止又は抑止する保護技術である技術的保護手段に係る規定は，平成１１年改正法により新たに設けられたものである。平成１１年改正法においては，著作物等の無断複製など著作権等を侵害する行為を技術的に防ぐ手段（コピーコントロール等）のうち，いわゆる「非暗号型」の保護技術のみが技術的保護手段の対象とされていたが，その後著作権等の保護技術の革新が進んだことを受けて，平成２４年には，一定の範囲の「暗号型」の保護技術も技術的保護手段の対象とする法改正が行われた。

---

64 効果的な技術的手段とは，効果的な技術，装置又は構成品であって，その通常の機能において，保護の対象となる著作物，実演若しくはレコードの利用を管理するもの又は著作物，実演若しくはレコードに関連する著作権若しくは関連する権利を保護するものをいう（第 18･68 条第 5 項）。

平成２４年の法改正に当たっては，従来のように保護技術の「技術」面のみに着目して，コピーコントロール「技術」か否かを評価するのではなく，当該技術が社会的にどのような機能を果たしているかとの観点から保護技術を改めて評価し，複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術について広く著作権法上の技術的保護手段と位置づけることが適当とされた[65]。その結果，「技術」面では著作物等の視聴等を制限する手段（アクセスコントロール）と評価されるものであっても，コピーコントロール「機能」をもつものについては，平成２４年の法改正によって，新たに著作権法の保護を受けることとなった。

その際，アクセスコントロール「機能」のみを有する保護技術についても著作権法上の保護を与えるべきかについて議論されたが，平成２４年改正に先立つ文化審議会著作権分科会報告書（平成２３年１月，以下「平成２３年報告書」という。）における議論においては，そのような技術も著作物等の創作活動と著作物等の有効な利用を促進するための手段と評価されるという点から考えると，著作権制度の枠内でとらえることも可能であるとの見解について，「ある種の妥当性が認められる」としつつ，著作物等の公正な利用と著作者等の権利の保護とのバランスを図りながら制度の在り方を検討して結論を得るべきであり，短期間で結論を得ることは適当ではないとし，アクセスコントロール機能のみを有する保護技術を制度整備の対象とすることは見送ったところである[66]。

②国際的な状況

米国では，平成１０年に制定されたデジタル・ミレニアム著作権法において，「技術的手段」について規定が導入されており，アクセスコントロールについても定められている[67]。また，ＥＵにおいてもＥＣ情報社会指令においてアクセスコントロールを含む「技術的手段」について規定が置かれている。

条約上の要請としては，著作権に関する世界知的所有権機関条約（以下「ＷＣＴ」という。）第１１条及びＷＰＰＴ第１８条に「技術的手段」の保護義務に関する規定が盛り込まれたが，その保護の範囲や方法については各国に広い裁量が認められており[68]，アクセスコントロールについて特段の規定は置かれていない。

---

[65] 平成 23 年報告書･88 頁。
[66] 前掲注 65･74，88 頁。
[67] 米国著作権法第 1201 条(a)(1)及び(2)。
[68] WCT11 条においては「技術的手段(technological measures)」について，「締約国は，著作者によって許諾されておらず，かつ，法令で許容されていない行為がその著作物について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって，この条約又はベルヌ条約に基づく権利の行使に関連して当該著作者が用いるものに関し，そのような技術的手段の回避(circumvention)を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める(provide adequate legal protection and effective legal remedies)」旨を規定している(WPPT18 条も同旨)。

また，偽造品の取引の防止に関する協定（以下「ＡＣＴＡ」という。）においては，第２７条５及び６において「技術的手段」の保護に関する規定が置かれており，その中で具体的な保護の在り方には各国に一定程度の柔軟性が認められている。

２．検討結果

（１）ＴＰＰ協定の締結のために必要な措置について

①制度整備の方向性

１．で述べたように，平成２３年報告書においては，アクセスコントロール機能のみを有する保護技術については，著作物等の公正な利用と著作者等の権利の保護とのバランスを図りながら制度の在り方を検討して結論を得るべきとし，アクセスコントロール機能のみを有する保護技術を制度整備の対象とすることは見送られた。

しかし，アクセスコントロールの回避を巡っては，現在著作権者等の保護されるべき利益に多大な影響を与え得る状況が生じており，将来においてもその拡大が予想される。

例えば，平成２３年報告書において検討のなされたゲーム機・ゲームソフト用の保護技術（ゲーム機本体にセキュリティを施すとともに，正規のゲームソフトに当該セキュリティに適合する信号を付し，当該信号によりゲームを起動させる技術）については，検討の結果，技術的保護手段として位置づけることが適当であるとされたが，当該技術はアクセスコントロール機能のみを有するものであると評価され，平成２４年の法改正における制度整備の対象とはならなかった。しかし，その保護の必要性は知的財産推進計画２０１０において指摘されており，その必要性は現在においても変わりないものと考えられる。

また，放送番組に関する保護技術については，本小委員会における意見聴取においても，放送番組のスクランブルを解除する機器等が流通しており，これを用いた有料放送の無料視聴行為が発生していることが問題として挙げられた[69]。放送番組のスクランブルは，視聴料金の支払等，一定の条件を満たした利用者のみがコンテンツを視聴できるよう，視聴権原を有する利用者のみに交付される専用のカードによって暗号化された映像を復号できる仕組みである。今後のクラウド化の進展等に伴い，放送コンテンツを含むコンテンツの提供に当たりアクセスコントロール機能を有する保護技術が多く用いられるようになることが予想されるところであり，将

[69] 本小委員会（第６回）における日本ケーブルテレビ連盟提出意見。

来，こうした技術の不正な回避に対する経済的利益の保護の要請は一層高まる[70]ものと考えられる。

これらのようなアクセスコントロール機能を有する保護技術は，著作権者等の意思に反する著作物等の無断利用・無断視聴等を防止することにより，著作物等の提供に伴う対価の確実な回収等を可能にする手段であると評価でき，著作権法の目的に位置付けられる著作権者等の利益の保護と密接な関係を有するものと評価できる。また，当該技術に係る著作権者等の利益の保護は，ＴＰＰ協定により新たに国際的な共通ルールと位置づけられることとなることから，こうした国際的な制度調和の観点にも留意する必要がある。

これらのことを踏まえれば，アクセスコントロールにより確保される著作権者等の利益は基本的に著作権法による保護の対象とすべきものと評価し，当該手段の回避行為及び回避機器の流通等に一定の救済を認めることが適当である。

なお，制度の検討に当たっては，アクセスコントロールにより保護されるべき権利者の利益の性質と，これに対抗する利益としての国民の情報アクセスや表現の自由との均衡に鑑み，平成２３年報告書が提言するように，著作物等の公正な利用と著作者等の権利の保護とのバランスを図ることが必要である。

②保護対象とする技術的手段の技術方式について

保護対象とする技術的手段については，技術的中立性に配慮し，基本的には，同様の機能を果たす様々な方式に対応できることが著作権者等の利益保護という目的には適うものと考えられる一方で，技術方式を特段限定せず，広く著作物のアクセスを制限する手段全般を対象とすると，自由な情報アクセスを過度に制約するおそれもある。このため，保護対象とする技術的手段の範囲は，現時点で想定される著作権者等の利益の保護と密接な関係を有しているものに限定することが適当である。その際には，同様の趣旨から対象となる技術方式を「信号付加型」及び「暗号型」の２つの類型で規定している，現行の不正競争防止法第２条第７項の例を踏まえることが適当である。なお，アクセスコントロールに係る技術的手段の保護の範囲の在り方については，アクセスコントロールを巡る技術動向及び権利者の利益に及ぼす影響，国内外の関連する制度に係る動向等を踏まえ，情報アクセスの自由等とのバランスに留意しつつ，引き続き検討を行うことが適当である[71]。

---

[70] 前掲注 65･76 頁においてもその旨が述べられている。なお，現在放送されているコンテンツは，スクランブルによって暗号化されるとともに，基本的にダビング 10 等のコピーコントロール機能も付されていることから，現行法において既に技術的保護手段（第 2 条第 1 項第 20 号）として保護の対象となっていると考えられる。

[71] この点に関し，本小委員会（第 9 回）におけるコンピュータソフトウェア著作権協会提出資料においては，同協会として，今回，「信号付加型」及び「暗号型」を保護の対象とすることについては歓迎するとしつつ，技術が日々進展していることを踏まえ，認証技術を始めとする新たな技術的手段の保護の在り方について，引き続き検討を行うことが要望されている。なお，アプリケーション・ソフトウェアのライセンス認証システムの回避ツールの提供について不正競争防止法違反を理由として有罪判決が下された裁判例もあり（平成 26 年 10 月 5 日福

③保護の内容・方法

アクセスコントロール機能を有する保護技術について，著作権法上これをどのような形で保護するべきかという点については，関連する制度として，既に保護の対象となっているコピーコントロール機能を有する保護技術（技術的保護手段（第２条第１項第２０号））に関する保護内容との異同を踏まえて検討することが適当である。

すなわち，まず，技術的保護手段を回避する行為については，基本的に保護の対象とはされていない[72]。その理由としては，技術的保護手段を回避する行為は，基本的に将来の著作権等侵害行為を間接的に助長するものであると評価され，技術的保護手段を回避して行われる支分権該当行為について保護がなされていることともあいまって，回避行為そのものについて保護を与える必要があると認められるほどの不利益を生ぜしめているものではないと評価されているためであると考えられる。

一方，アクセスコントロールを回避する行為については，支分権該当行為ではないものの，多くの場合，回避行為そのものがアクセスコントロールにより著作権者等が確保しようとする対価の回収を困難とする点において著作権者等の保護されるべき経済的利益を直接害する行為であると評価できることに加えて，回避後に行われる視聴行為等は支分権該当行為ではない。このため，権利者の利益を保護するため，回避行為に対して民事上の権利行使が可能となるよう，これを保護の対象とすることが適当である。その方法としては，例えばみなし侵害（第１１３条）の形で保護することが考えられる。制度設計に当たっては，前述のとおり，国民の情報アクセスや表現の自由との均衡に配慮した制度とすることが適当である。

次に，技術的保護手段の回避に使用される装置等を流通させる行為や公衆の求めに応じて反復継続してこれを回避する行為については，権利侵害につながる準備的行為として著作権者等の利益を害するものと評価できるため，罰則の対象となっているところである（第１２０条の２）。アクセスコントロールについても，回避行為を保護の対象とする場合は，同様の趣旨が妥当することとなるため，同様に刑事罰の対象とするのが適当である。

なお，アクセスコントロールの回避行為に対して刑事罰を科すことについては，回避行為は支分権該当行為ではなく，それと同視できるほどの重大性はないと評価されること，当該回避行為の多くが個人で私的に行われるものであることが想定さ

井簡裁，平成 26 年 12 月 5 日宇都宮地裁，平成 27 年 9 月 8 日神戸地裁），同法の射程と認証技術との関係については，考察を要する。

[72] 公衆の求めに応じて回避サービスを提供する行為は罰則の対象となる（第 120 条の 2 第 2 号）。なお，私的使用目的の複製の対象外となる場合の一つとして技術的保護手段の回避を経ている場合等が挙げられているが（第 30 条第 1 項第 2 号），回避行為そのものに対して保護が与えられているわけではない。

れるところ国民の情報アクセスや表現の自由との均衡を図る必要があること，及び回避装置の流通行為等を別途刑事罰の対象とすることで著作権者等の利益保護が図られることを踏まえ，慎重であるべきである。

④回避行為に関する例外規定について

アクセスコントロールの回避に関する制度整備を行うに当たっては，事業者団体を中心に，適切な例外規定を整備するべきとの意見が広く示されたところ[73]であり，「基本的な考え方」においても，「著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備については，研究開発など一定の公正な目的で行われる，権利者に不当な不利益を及ぼさないものが制度の対象外となるよう，適切な例外規定を定めること」とされている。

今回の制度整備の趣旨を踏まえれば，アクセスコントロールの回避行為のうち権利者に不当な不利益を及ぼさないと評価できるものとしては，関係団体から要望のあったアクセスコントロールに関する研究開発の目的で行われるものを始めとして，現在又は将来において様々なものが対象となり得ることが考えられる。先に述べたように，今回の制度整備においては，著作権者等の利益の保護及び国民の情報アクセスの自由等との均衡を図る必要があることに鑑み，権利者に不当な不利益を及ぼさない形で行われる回避行為が広く例外規定の対象となり得るような制度設計とすることが適当である。また，そのような制度設計とした場合において，不当な不利益を及ぼすか否かの判断に当たっては，今回の制度整備の趣旨及び支分権について既に整備されている各権利制限規定の趣旨を勘案して，適切な結論が導かれることが期待される[74]。

なお，このような抽象的な例外規定を伴う制度設計を行うことについては，平成２３年報告書における「権利制限の一般規定」の検討においても議論がなされた予測可能性の確保の要請とのバランスの点が問題となる。この点については，今回の制度整備において検討する例外の対象はアクセスコントロールの回避という特定の場面に関するものであることから，一定程度適切な予測可能性が確保されることとなるものと考えられる。もっとも，具体的な回避行為について，その適法性がより明確になることは望ましいと考えられることから，制度趣旨を十分に周知するとともに，制度の運用状況を見つつ，必要に応じ，適切な措置を検討していくことが期待される。

---

[73] 本小委員会（第６回）におけるコンピュータソフトウェア著作権協会，日本経済団体連合会，日本知的財産協会，電子情報技術産業協会提出意見。日本知的財産協会提出意見においては，例外規定の対象として想定されている例としては，技術開発目的や表現を享受しない目的で行われる回避行為が挙げられている。また，本小委員会（第８回）における国公私立大学図書館協力委員会提出意見においては，図書館等における複製の例，本小委員会（第９回）におけるインターネットユーザー協会提出意見においては，引用・批評，ソフトウェアの安全性チェック等の例が，それぞれ挙げられている。

[74] 不当性の判断に当たっては，行為が客観的に権利者に及ぼす不利益の度合いのみならず，当該回避行為の目的の公正性等も考慮されるべきである。

⑤保護の対象とする権利者の範囲について

なお，アクセスコントロールに関する制度整備に当たっては，ＴＰＰ協定上規定されていない視聴覚的実演に関する権利や放送事業者及び有線放送事業者の権利の取扱いが問題となる。この点に関し，技術的保護手段（第２条第１項第２０号）や権利管理情報（第２条第１項第２１号）といった，現行法上既に著作権者等の経済的利益を保護する手段として一定の法的措置が講じられているものにおいては，ＴＰＰ協定上規定されていないこれらの権利についても同様の保護が図られていること，また，放送コンテンツを含むコンテンツの提供に当たり，アクセスコントロールにより確保される権利者の利益を保護するという今回の制度整備の趣旨を踏まえれば，これらの権利者の権利についても，同様に措置を講ずるのが適当である。

第５節　配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

１．問題の所在

（１）ＴＰＰ協定で定められた内容の概要

ＴＰＰ協定においては，実演又はレコードの放送及び公衆への伝達について，実演家及びレコード製作者に原則として排他的権利を付与することを各締約国に義務づけつつ（第１８・６２条第３項（ａ)），ＷＰＰＴ第１５条（１）及び（４）の規定するところにより，実演家及びレコード製作者に報酬請求権を付与することでも当該義務は履行することが可能と規定している（同項（ａ）注１)。

ＷＰＰＴ第１５条（１）及び（４）に基づく場合には，商業上の目的のために発行されたレコード（ＣＤ等の有体物に固定されたものをいう。）[75]のみならず，「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態におかれたレコード」（ＣＤ等を介さずインターネット等から直接配信される音源（いわゆる「配信音源」）をいう。）を放送等に用いる場合（※１）についても，実演家及びレコード製作者に対し，報酬請求権を付与することが必要となる（※２)。

（※１）映像に組み込まれたレコードの放送等は対象外（第１８・６２条第３項（ａ）注２)。
（※２）アナログ放送及び無料の無線放送については，各締約国は，当該報酬請求権の例外又は制限を定めることができる（第１８・６２条第３項（ｂ))。
（※３）なお，ここで求められる権利の保護については，（ＷＰＰＴにおいては，第１５条（３）及び第４条（２）により認められている相互主義を採用することができず,）ＴＰＰ協定の原則に従い，内国民待遇とすることが求められる（第１８・８条第１項)。ただし，アナログ放送及び無料の無線放送については相互主義を採ることが可能である（同条第２項)。

（２）過去の検討状況や国際的な状況

①過去の検討状況

配信音源を放送及び有線放送で利用する場合の実演家及びレコード製作者の二次使用料請求権については，ＷＰＰＴにおいて，これを付与することが原則とされているが，各国において，この点を留保することが認められている。

[75] 「レコード」の定義に関しては，ＷＰＰＴ第２条（ｂ）及び（ｃ）に規定がある。

この点，我が国においては，ＷＰＰＴの締結時（平成１４年）には，放送事業者等が配信音源を放送等に用いている実態はないと判断された[76]ことから，ＷＰＰＴの締結に当たっては，条約の規定に従って留保を行い，配信音源に対して二次使用料請求権を付与しないこととされた。

②国際的な状況

現在，ＷＰＰＴはＥＵ全加盟国において締結されているが，ＷＰＰＴ第１５条に関する留保宣言はなされておらず，全てのＥＵ加盟国において実演家及びレコード製作者に対して配信音源の二次使用に関する報酬請求権が付与されている。また，ＴＰＰ交渉参加国であるオーストラリアやカナダ等においても同様に二次使用料請求権が与えられているところである。

２．検討結果

（１）ＴＰＰ協定の締結のために必要な措置について

①制度整備の方向性

前記のとおり，我が国は，ＷＰＰＴ締結時において，配信音源を放送等に用いている実態がないと判断された[77]ことから，当該義務の履行を留保し，国内法においても，配信音源の二次使用について実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を付与しなかった。

また，ＷＰＰＴ締結後も，そのような実態に大きな変化はなかったため，現在にいたるまで当該留保の撤回や配信音源の二次使用に係る制度整備は行ってこなかったところである。

しかし，昨今のブロードバンド化の急速な発展に伴い，ＣＤ等の商業用レコードではなく配信に限定して販売される楽曲が出現しており，また，定額聞き放題サービス等，配信音源を用いた音楽の配信サービスは拡大の一途をたどっている[78]。本小委員会における意見聴取においても，権利者団体から，近年の世界音楽市場において音楽配信の売上げとパッケージの売上げが同規模になっており，放送事業者等

---

[76] 第 154 回国会･参議院文教科学委員会（平成 14 年 4 月 11 日）における政府参考人発言。

[77] 前掲注 76。

[78] 例えば，平成 26 年の世界音楽市場において，配信音源を用いた有料音楽配信売上げが CD 等のパッケージによる音楽売上げと同額になった（一般社団法人日本レコード協会「日本のレコード産業 2015」（平成 27 年））。また，国内においても平成 30 年には，定額音楽配信サービスの利用者は現在（平成 27 年末）の 930 万人から 1850 万人に倍増するとの推計も出されており（株式会社 ICT 総研「2015 年 定額制音楽配信サービス利用動向に関する調査」（平成 27 年 11 月 4 日）＜http://ictr.co.jp/report/20151104.html＞，世界的にも配信音源を用いた音楽配信サービスは拡大する傾向を見せている。

が一定のルールに基づいて配信音源を使用できる環境を整備することが期待される旨の意見が示されている[79]ところである。また，放送事業者の団体からも，二次使用料請求権の付与については特段の反対意見は示されなかった[80]ところである。

また，配信音源に関する法的保護は，ＴＰＰ協定により新たに国際的な共通ルールと位置づけられることとなることから，こうした国際的な制度調和の観点にも留意する必要がある。

これらの状況を踏まえると，配信音源の二次使用について，商業用レコードの場合（第９５条第１項及び第９７条第１項）と同様に使用料請求権を付与することが適当である。

②保護の対象とするレコードの範囲について

保護の対象とするレコードの範囲については，ＴＰＰ協定に基づき実施が求められるＷＰＰＴ第１５条の義務の内容を踏まえ，（市販目的で製作されたレコードのみならず）送信可能化されたレコード全体を対象とすることが適当である。

その場合において，市販の目的で作成されたレコードに限って二次使用料請求権の対象としている現行法との比較において，少なくとも形式的には二次使用料の請求権者の範囲が拡大することとなる。この点，配信音源についてもその使用料の徴収・分配の円滑化を図るため，文化庁長官の指定する団体がある場合は，当該団体によって当該団体に権利行使の申込みがあった権利者に係る権利についてのみ行使がなされることとすることを含め，現行制度[81]と同様の制度設計を維持することが適当である。

③保護の対象とする権利の範囲等について

保護の対象とする権利の範囲については，前記のとおり，ＴＰＰ協定上の義務としては，映像に組み込まれたレコードは対象外となっている。

この点に関し，二次使用料請求権の対象となる商業用レコードの用い方については，現行著作権法においては特段限定をしていない。今回の改正により新たに対象とする配信音源についても，商業用レコードと同様に取り扱うことが適当である。

また，アナログ放送及び無料の無線放送については，各締約国は，当該報酬請求権の例外又は制限を定めることができることとされている（第１８・６２条第３項（ｂ））。この点に関しては，我が国は，現行制度では商業用レコード二次使用について，アナログ放送及び無料の無線放送を含め放送全般を対象として，実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を付与している。今回の配信音源に係る制度整

79 本小委員会（第６回）における日本レコード協会提出意見。
80 本小委員会（第６回）における日本放送協会及び日本民間放送連盟提出意見。
81 第 95 条及び第 97 条。

備を行うに当たっても，配信音源についてのみその取扱いを変更する特段の理由はないことから，商業用レコードと同様に，放送全般について二次使用料請求権を付与することが適当である。

これに関連して，ＴＰＰ協定は内国民待遇を原則としつつ（ＴＰＰ協定第１８・８条第１項），レコードの二次使用のうちアナログ放送及び無料の無線放送の形で行われるものについては相互主義としてもよいこととされていることから（同条第２項），その取扱いをどうするかが問題となる。この点，現行の商業用レコードの二次使用料請求権についても，アナログ放送及び無料の無線放送について二次使用料請求権を付与していない国（例：米国）のレコード製作者等に対しては，相互主義を定めた規定（第９５条第４項等）により，二次使用料請求権を付与していない。ＴＰＰ協定締結に伴い，このような取扱いを変更すべき特段の理由はなく，小委員会における意見聴取においても，放送事業者の団体から，二次使用料については現行の取扱いを維持するべきとの意見が出されているところである[82]。

したがって，アナログ放送及び無料の無線放送については相互主義とすることが適当である[83]。

④制度の運用に当たり留意すべき事項

②で述べたように，配信音源の二次使用に係る権利行使についても商業用レコードの場合と同様の制度設計とした場合，放送事業者等と第９５条第５項及び第９７条第３項に基づき文化庁長官が指定する団体（現在，実演家については（公社）日本芸能実演家団体協議会，レコード製作者については（一社）日本レコード協会が指定されている。）との間の協議によって使用料の額が定められることになる[84]。このため，制度改正があった場合は，放送等における商業用レコード及び配信音源の利用実績等に応じた適切な額の設定に向けて協議が進められることが必要となる。

[82] 本小委員会（第６回）における日本民間放送連盟提出意見。

[83] なお，レコードの二次使用について，デジタルの有料放送のうち音声放送に関するものについては，TPP 協定上内国民待遇とすることが求められることになる（TPP 協定第 18･8 条第 1 項）。しかし，この部分について，我が国は協定上求められている最低限の義務（TPP 協定第 18･62 条第 3 項(a)に基づき排他的許諾権を付与するか，同項(a)注 1 に基づき二次使用料請求権を付与するかの選択肢のうち後者を選択している）を履行しているに過ぎず，その場合には相互主義を維持しても，我が国は他の TPP 協定締約国に相互主義を適用する場面が存在し得ないことから，内国民待遇と実質的に同じ効果を有することになる。そのため，第 95 条第 4 項等の相互主義規定を修正する必要はないものと解される。

[84] 第 95 条第 10 項。

第６節　「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備

１．問題の所在

（１）ＴＰＰ協定で定められた内容の概要

ＴＰＰ協定においては，「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備について，下記の事項が定められている（第１８・７４条第６項）。

・著作権，実演家の権利又はレコード製作者の権利の侵害に関し，以下のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し，又は維持する。
（ａ）権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償（※１）
（ｂ）追加的な損害賠償（※２）

（※１）法定の損害賠償は，侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め，及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。（第１８・７４条第８項）
（※２）追加的な損害賠償には，懲罰的損害賠償を含めることができる。また，追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり，司法当局は，全ての関連する事項（侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。）を考慮して適当と認める追加的な損害賠償の裁定を下す権限を有する。（第１８・７４条第６項（ｂ）注及び同条第９項）

（２）過去の検討状況や国際的な状況

①過去の検討状況

損害賠償制度の見直しについては，これまでも，デジタル・ネットワーク化の進展により侵害行為の発見や損害額の立証が困難になっているとの指摘等を踏まえ，権利者による損害額の立証負担を軽減するため，司法救済制度の充実等の方策の一つとして検討が行われてきた。平成１６年１月の著作権分科会報告書では，侵害された１著作物につき「１０万円」を損害額とみなす「法定損害賠償制度」や，通常の使用料相当額の３倍の賠償請求を認めることなどを内容とする「懲罰的損害賠償制度」の導入の是非に関する検討結果がとりまとめられた。同報告書では，「法定損害賠償制度」については，著作物の種類による損害額の違いをどのように反映させるかを含め，法定する損害額の根拠を明確にすることの重要性が述べられたほか，

裁判費用等の取扱いを含め損害賠償制度全体との関係を踏まえた検討の必要性が指摘された。また，「懲罰的損害賠償」については，填補賠償原則との関係や懲罰的損害賠償に係る外国判決の承認・執行を巡る司法判断全体への影響等について指摘があり，民事訴訟制度全体の問題であるとして，その時点での導入は見送るべきであるとのとりまとめが行われるとともに，現行の損害賠償制度の枠内での損害賠償制度の強化の方策について引き続き検討すべき旨が提言された。その後の検討をまとめた平成２１年報告書においても，第１１４条の５等による対応可能性，民法との関係や今後の実態の推移等を踏まえつつ，更に検討を行うことが適当とされた。

なお，当該検討において議論された「法定損害賠償制度」及び「懲罰的損害賠償制度」は，上記のような特定の制度設計を念頭において議論が行われたものであり，後述するとおり，ＴＰＰ協定で求められている「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」制度とは必ずしも同じではないことに注意を要する。

②国際的な状況

ＴＰＰ交渉参加国においては，全１２か国中，９か国において，著作権侵害訴訟に関して，「法定の損害賠償制度」又は「追加的損害賠償制度」（懲罰的損害賠償制度を含む。以下同じ。）に相当すると考えられる制度を有している[85]。その他，韓国は平成２３年に「法定の損害賠償制度」に相当すると考えられる制度を導入した。

（参考）諸外国の立法例

【法定損害賠償】

○アメリカ著作権法[86][87]

第 504 条　侵害に対する救済：損害賠償及び利益

(a) 総則－本編に別段の定めある場合を除き，著作権を侵害する者は，以下のいずれかを支払う責任を負う。

(1) （略）

(2) 第(c)項に定める，法定損害賠償額。

(b) （略）

(c) 法定損害賠償－

(1) 本項第(2)節に定める場合を除き，著作権者は，終局的判決が言い渡される前はいつでも，

[85] 米国，カナダ，シンガポール，マレーシア，ベトナム，チリは，権利が侵害された場合に，現実の損害の額にかかわらず，法律に定められた額を上限（あるいは下限）として損害賠償を請求できる制度を有しており，このような制度は，ＴＰＰ協定に規定する「法定の損害賠償制度」に相当するものと考えられる。また，カナダ，オーストラリア，ニュージーランド，シンガポール，マレーシア，ブルネイは，権利が侵害された場合に，実際の損害額を上回る額をその賠償額として認めることができる制度を有しており，このような制度は，ＴＰＰ協定に規定する「追加的損害賠償制度」に相当するものと考えられる。

[86] 山本隆司訳「外国著作権法　アメリカ編」公益社団法人著作権情報センターHP＜http://www.cric.or.jp/db/world/america.html＞。

[87] 法定損害賠償を求めることができる場合は，①侵害開始前に著作権登録を完了した場合又は②発行後侵害が開始され発行後 3 か月以内に著作権登録を完了した場合に限られている（米国著作権法第 412 条）。

現実損害及び利益に代えて，一の著作物に関して当該訴訟の対象となるすべての侵害(一人の侵害者は単独で責任を負い，二人以上の侵害者は連帯して責任を負う)につき，750ドル以上 30,000 ドル未満で裁判所が正当と考える金額の法定損害賠償の支払を選択することができる。本項において，編集著作物又は二次的著作物の部分は，すべて単一の著作物を構成するものとする。

(2) （略）

○韓国著作権法[88]

第 125 条の 2（法定損害賠償の請求）

① 著作財産権者等は故意又は過失により権利を侵害した者に対して，事実審の弁論が終結する前には実際損害額及び第 125 条又は第 126 条により定められる損害額に替えて，侵害された著作物等ごとに 1 千万ウォン（営利を目的に故意に権利を侵害した場合は 5 千万ウォン）以下の範囲で，相当な金額の賠償を請求することができる。

②～④ （略）

【追加的損害賠償】

○マレーシア著作権法[89]

第 37 条 著作権者による訴訟及び救済

(1)～(6) （略）

(7) 本条に基づく訴訟において，著作権の侵害又は第 36A 条若しくは第 36B 条による禁止行為が認定された場合は，裁判所は，侵害又は禁止行為による損害を算定する際に，次に掲げる事項を勘案して，そのようにすることが適切であると判断する場合には，裁判所が適当と考える追加の損害賠償を裁定することができる。

(a) 侵害又は禁止行為の悪質性

(b) 侵害又は禁止行為を理由として被告に生じるいずれかの利益

(c) 他のすべての関連事項

(8)～(11) （略）

２．検討結果

（１）ＴＰＰ協定の締結のために必要な措置について

①検討方針

「法定の損害賠償又は追加的な損害賠償」について，「基本的な考え方」において示された方針を踏まえ，協定で求められる内容と現行法との関係を整理し，その

[88] 文化体育観光省･韓国著作権委員会「米韓 FTA 履行のための改正著作権法説明資料」(平成 23 年 12 月 14 日)。
[89] 一般財団法人比較法研究センター訳。

上で，改正の必要性及び整備すべき制度の内容について検討した。なお，検討に当たっては，関係者の意見にも留意しつつ，填補賠償原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意した。

②制度整備の方向性

「法定の損害賠償」の制度とは，著作権等の侵害があった場合において，権利者が，当該侵害行為により実際に生じた損害額や損害と当該侵害行為との因果関係の立証をせずに，侵害者に対して当該侵害行為の類型に応じた一定の範囲の額の支払を求めることができる制度であり，権利者の損害賠償額の立証負担が軽減される意義を有するものである。ＴＰＰ協定は，「法定の損害賠償」について，「侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め，及び将来の侵害を抑止することを目的として定める」（第１８・７４条第８項）ことを義務付けつつ，これをどう実施するかについては，各締約国に一定の裁量を認めている[90]。また，「追加的損害賠償」の制度については，裁判所が侵害者に対して実損害以上の支払を追加的に命ずることができる制度であり，懲罰的損害賠償を含めることができるとされている。

これらについて，本小委員会における関係団体からの意見聴取において，経済団体や権利者団体から，追加的損害賠償や懲罰的損害賠償を我が国に採用することに対する消極的な意見や[91]，填補賠償原則に即した形で制度を整備すべきとの意見が寄せられた一方[92]，明示的に追加的損害賠償や懲罰的損害賠償制度を求める意見はなかったところである。

また，本小委員会においても，損害賠償額が現実の損害と乖離している場合，実質的には懲罰的な性格を帯びてくるため，我が国の法体系上認められないとの意見が示された[93]

以上のことを踏まえ，ＴＰＰ協定への対応に当たっては，「法定の損害賠償」の制度を採用する方向で検討を行うことが適当であり，まずは我が国著作権法との関係について整理を行うことが適当である。この点，小委員会における議論では，現行著作権法においては立証負担軽減のための規定が以下のとおり整備されているところ，第１１４条第３項や第１１４条の５は実際の損害について立証しなくても所定の損害額の請求が可能である旨があらかじめ法定されているという意味でＴ

[90] 前掲注 5。
[91] 本小委員会（第 6 回）における日本経済団体連合会，日本知的財産協会，日本写真著作権協会提出意見。
[92] 本小委員会（第 6 回）における日本書籍出版協会，日本レコード協会提出意見。
[93] 最高裁は，外国裁判所の判決のうち，懲罰的損害賠償の支払を命じた部分についての執行判決をすることの可否が争われた事案において，「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は，被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し，加害者にこれを賠償させることにより，被害者が被った不利益を補てんして，不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり，加害者に対する制裁や，将来における同様の行為の抑止，すなわち一般予防を目的とするものではない」と判示している（萬世工業事件最高裁判決［最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 巻 6 号 2573 頁］）。

ＰＰ協定の「法定の損害賠償」が求める要件を満たすと解釈する余地があるとの意見のほか，ＴＰＰ協定の「法定の損害賠償」を，事実として立証できる損害（actual damages）について立証が難しいときに法的な操作を経て算出される損害（「規範的損害」）の賠償を認める制度のことであると解すると，第１１４条第１項，第３項及び第１１４条の５はこれに該当するため，「法定の損害賠償」たりうるとの意見が示された。「権利者を補償するために十分な額に定め，及び将来の侵害を抑止することを目的とする」（ＴＰＰ協定第１８・７４条第８項）との関係については，現行規定による所定の損害額の請求が可能であることによりこれらの要件を満たし得るとの意見が示された。特に，「将来の侵害を抑止することを目的とする」との規定との関係については，填補賠償を認める現行制度が侵害を抑止する効果[94]を発生させるものであると評価できること，及びＴＰＰ協定は自国の法制等の範囲内で協定上の義務を実施することを許容していることから[95]，現行制度によって協定上の当該義務は満たし得るとの意見があった。

① 侵害行為によって作成された物が譲渡された数量や侵害行為を組成する公衆送信が受信されることにより作成された複製物の数量に，権利者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を，権利者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において，権利者が受けた損害の額とすることができる。（第１１４条第１項）
② 権利侵害者が侵害行為により利益を受けているときは，その利益の額を，権利者が受けた損害の額と推定する。（第１１４条第２項）
③ 権利の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として，その賠償を請求することができる。（第１１４条第３項）
④ 損害が生じたことが認められる場合において，損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは，裁判所は，口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき，相当な損害額を認定することができる。（第１１４条の５）

これらの意見を踏まえると，特に第１１４条第３項については，権利者が侵害行為により実際に生じた損害額や損害と侵害行為との因果関係の立証をせずに，侵害

94 これに関連して，最高裁は，我が国の損害賠償制度について，「加害者に対する制裁や，将来における同様の行為の抑止，すなわち一般予防を目的とするものではない」とする一方で，「もっとも，加害者に対して損害賠償義務を課すことによって，結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずることがあるとしても，それは被害者が被った不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的，副次的な効果にすぎず，加害者に対する制裁及び一般予防を本来的な目的とする懲罰的損害賠償の制度とは本質的に異なるというべきである」と判示しており，加害者に損害賠償責任を負わせることにより，同種の侵害が抑止され，一般予防が図られるという副次的効果が生ずることがあることを認めている。（萬世工業事件最高裁判決［最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 巻 6 号 2573 頁］）。

95 前掲注 5。

者に対して使用料相当額という一定の範囲の額の支払を求める制度であり，かつ権利者を補償するために十分な額に定め，及び将来の侵害を抑止することを目的とするものであるとして，我が国は同項によって「法定の損害賠償」を担保しているとする考え方も必ずしも排除されないものと考えられる。

他方で，ＴＰＰ協定における「法定の損害賠償」は権利者の損害賠償額の立証負担を軽減することを趣旨とし，諸外国においては米国等において，実損害の発生にかかわらず一著作物当たりの損害額の下限や上限を定める制度が法定の損害賠償制度として採用されていることや，本小委員会における意見聴取においても，複数の権利者団体から，司法救済の実効性の確保，損害賠償が低額なため権利者が泣き寝入りする事態の改善等の観点から，一定の制度整備を求める意見が寄せられた[96]。ただし，そのような制度整備を行う場合でも，賠償額が実損害を上回り，不相当に高額になることは，濫訴のおそれを招き，不適当であるとの意見も示された[97]。

そこで，ＴＰＰ協定の求める制度の趣旨をより適切に反映する観点から，著作権等に係る損害賠償に関する制度について，現行規定に加えて，填補賠償原則を始めとする民法の原則等，我が国の法体系の枠内で可能な範囲において何らかの形で額を法定する仕組みを更に設けることが適当である。

なお，著作権法により保護される著作物等は多種多様であり，個々の侵害事案によって損害額は大きく異なるものであるところ，損害額の下限を一律に定めることは填補賠償原則との関係で困難である[98]。また，損害額の上限を定めることは，実損害が法定額を上回る場合であっても法定額までしか認定されない効果を有する制度となることが見込まれ，権利者の保護に資さないのみならず，裁判官の自由心証主義（民事訴訟法第２４７条）を制約することにもなり，適当ではないと考えられる。

制度整備の具体的内容を検討するに当たっては，ＴＰＰ協定上「各締約国は，自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる」（第１８・５条）として各国に一定の裁量が認められていることも踏まえつつ，ＴＰＰ協定の趣旨をより適切に反映するために，我が国の法体系に即して適当と考えられる制度の整備を目指すという視点で行うべきである[99]。

---

96 本小委員会（第６回）における日本音楽著作権協会，日本書籍出版協会，コンピュータソフトウェア著作権協会，日本レコード協会提出意見。

97 本小委員会（第６回）における日本知的財産協会，thinkTPPIP，日本写真著作権協会提出意見。

98 また，先に述べたとおり，協定は各国に裁量を認めており，必ずしもこのような制度を設けることを求めているわけではない。

99 換言すれば，これは，我が国の損害賠償制度について萬世工業事件最高裁判決［最判平成９年７月 11 日民集 51 巻６号 2573 頁］が示した原則の変更を行う趣旨のものではない。

③制度整備の具体的内容

②で述べたように，今回の制度整備においては，ＴＰＰ協定の求める趣旨をより適切に反映する観点から，第１１４条第３項等の現行規定に加えて，填補賠償原則等の枠内で，実際に生じる損害との関係について合理的に説明が可能な額を法定する規定を別途設けることが適当である。

この点，第１１４条第３項は，「権利の行使につき受けるべき額に相当する額」（使用料相当額）を権利者が損害額として請求することができるとされている。この使用料相当額の算出方法は基本的には個々の事案に応じて異なり得るものであるが，侵害された権利が著作権等管理事業者によって管理されているものである場合は，当該著作権等管理事業者の定める使用料規程を算出根拠として用い，これにより算出した額が同項の使用料相当額として認定されている例が多く見られる[100]。このような運用がなされている理由としては，著作権等管理事業者の使用料規程は，著作権等管理事業法に則って定められたものであり，実際に当該事業者に権利が委託されている著作物の利用について許諾する際に受けるべき額を示すものであること，及び使用料規程を定めるに当たっての一定の手続が同法上定められていること[101]等が勘案されているためであると考えられる。

しかし，その点につき同項においては明文上の定めはなく，同項の権利の行使につき受けるべき額の算出根拠となり得る使用料規程が存在する場合であっても，これにより算出された額を同項の使用料相当額として請求可能であるのか否かは必ずしも明確ではない。また，使用料規程において適用可能な規定が複数存在する場合，いずれの規定を用いて算出した額を同項の使用料相当額として請求できるのかについても明らかではない[102]。

このような状況に鑑み，また，使用料規程により算出された額は，④に述べるような場合を除き，基本的に「権利の行使につき受けるべき額」に相当するものであること，すなわち，当該額は実際に生じる損害との関係について合理的に説明が可能な額であると評価できることを踏まえ，著作権等管理事業者の管理する権利につ

---

100 例えば，大阪地判平成 14 年 4 月 18 日，東京地判平成 15 年 12 月 19 日，大阪地判平成 18 年 2 月 6 日等。

101 著作権等管理事業法においては，委託者から著作権等の移転等を受け，著作物等の利用許諾等の管理を行おうとする者（著作権等管理事業者）は，文化庁長官の登録を受けてこれを行うことができるとされ（同法第 3 条），更に利用区分ごとの著作物等の使用料の額を「使用料規程」として文化庁長官に届け出ることとされている（同法第 13 条第 1 項）。著作権等管理事業者は，使用料規程を定める際には利用者又はその団体から意見聴取を行う努力義務がある（同法第 13 条第 2 項）。また，利用者等の利益を害する事実があると認めるときは，文化庁長官は，使用料規程の変更等の業務改善命令を出すことも可能である（同法第 20 条）。さらに，使用料額について適切な競争関係が期待できない場合に管理事業者が高額な使用料を設定して著作物の円滑な利用が妨げられる事態が生じないように，使用料額の水準に対する影響力が大きい指定著作権等管理事業者については協議･裁定制度が設けられている（同法第 23 条及び第 24 条）。

102 例えば，使用料規程において使用料の算定方法の異なる包括許諾方式又は個別許諾方式のいずれによっても許諾を受けることができた利用態様により著作権侵害が行われた場合において，いずれの方式により算定した額が使用料相当額として請求可能かについて裁判で争われた事案として，知財高裁平成 24 年 2 月 14 日がある。

いて同項の規定による請求を行う場合においては，当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額を同項の使用料相当額として請求することができる旨を法律上明記することが適当である。また，この場合において，使用料規程のうち権利の行使につき受けるべき額の算出根拠となり得る規定が複数存在する場合は，算出された使用料額のうち最大のものを請求することができることとすることが適当である。

この制度整備により，同項の規定に関し予測可能性が向上し，損害額の立証負担の更なる軽減が図られることが期待される。また，これに加えて，制度の副次的効果として，著作権等の権利の集約化の促進も図られることとなる。すなわち，この制度整備の適用を受けるための要件として著作権等管理事業者の管理する権利であることを求めることにより，こうした管理事業者への権利の委託等を促進するインセンティブとなることが予想される。これにより，この制度整備が，第２節で述べた著作権等の保護期間の延長に伴う権利者不明著作物等の増加に対応するための著作物等の利用の円滑化策の一つとしても機能することが期待される。

なお，新たに整備すべき制度の対象は著作権等管理事業者により管理されている著作物等に限られることとなる点について，協定上の義務との関係をどのように理解すべきかが問題となりえる。この点，今回の制度改正の趣旨は，前記のとおり，「法定の損害賠償」との関係では，全ての著作物等に適用される法第１１４条第３項等の規定が既に整備されているところ，これを前提としつつ，協定の趣旨をより適切に反映する観点から，填補賠償原則の枠内で更なる制度の改善の余地がある部分について制度の整備を行うこととするものである。ここに述べた観点からは，侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理される場合以外にも，実際に生じる損害との関係について合理的に説明が可能な算定基準が存在するような場合は，そのような算定基準を使用料相当額として法定することも考えられる。しかし，現時点においては，そうした算定基準は特に見当たらないため，前述のように填補賠償原則の枠内で適切な制度整備を行うとの観点からすれば，上記のような制度整備を行うことで適当かつ十分であると考えられる。

④制度整備に当たっての留意点

③の制度整備を行うに当たっては，侵害行為に係る著作物等の利用の態様が，使用料規程が想定していないものであった場合や，仮に著作権等管理事業者が定めた使用料規程が，高額な損害賠償を受けることを企図して不相当に高額となっている場合等，侵害行為に係る著作物等の利用の態様に照らして，使用料規程が当該侵害行為について適用されるべきものとは認められないような場合についてまで，例外なく使用料規程によって形式的に算出された額（額の算出方法が複数あるときは，

当該複数の算出方法によりそれぞれ算出した額のうち最も高い額）の請求が可能となるのは，実際に生じた損害以上の損害賠償を権利者に認めることにもつながりかねず，填補賠償原則との関係から適当ではない[103][104]。

制度整備を行うに当たっては，このような懸念を踏まえた上で適切な運用が可能となる制度とする必要がある。

[103] 例えば，東京地判平成 15 年 12 月 17 日。本事案は，違法に音楽配信サービスを提供している侵害者に対し，著作権者が第 114 条第 3 項を根拠に，使用料規程により算出された額の賠償を請求したところ，判決においては，使用料規程が想定している利用規模に比べて，侵害規模が著しく小さいため，使用料規程により算出された額をそのまま当てはめることは，損害額の認定として「あまりに過大である」として，第 114 条の 5 を援用して使用料規程により算出した額（約 2.8 億円）のおおむね 10 分の 1 として 3000 万円の賠償が命じられた。

[104] この点に関連して，制度の適切な運用が図られるよう，今回の制度整備における配慮に加えて，別途，著作権等管理事業法の見直しについても今後検討すべきではないかとの意見があった。

第７節　施行期日について

ＴＰＰ協定は前述の通り，現時点の交渉参加国（１２か国）だけでも世界のＧＤＰの約４割を占める巨大な貿易圏を形成するものであり，今後も更なる拡大が見込まれているところ，ＴＰＰ協定が発効することにより，保護期間や著作権等侵害罪の一部非親告罪化，アクセスコントロールに関する制度整備等の事項が国際的な制度標準として確立されることとなる。

ＴＰＰ協定の締結に向けた制度整備については，既に検討した国内的な制度整備の必要性に加え，これらの事項が国際的な制度標準となることも考慮すべきであること，また，本小委員会における意見聴取においても，利用者団体より，制度整備がＴＰＰ協定の発効に先立ち施行されることに強い懸念が表明されている[105]こと等を踏まえれば，これらの事項の制度整備を行う改正法の施行については，ＴＰＰ協定の発効と合わせて実施することが適当である[106]。

[105] 本小委員会（第 6 回）における thinkTPPIP，インターネットユーザー協会，主婦連合会提出意見。
[106] 関連して，政府の知的財産戦略本部が決定した「知的財産分野における TPP への政策対応について」（平成 27 年 11 月）においては，「TPP 協定の実施のために必要な知財制度の整備」を「協定の発効とあわせて実施されるよう」検討を行い，必要な措置を講ずることとされている。

第３章　ＴＰＰ協定を契機として検討すべき措置について

第２章においては，ＴＰＰ協定上求められる義務の内容を前提に，我が国において協定締結に必要な制度改正事項の内容及びこれに伴って生じることが予想される国内における影響を踏まえ，ＴＰＰ協定締結のために必要な措置及びＴＰＰ協定締結に関連して検討すべき措置について詳細に述べた。

他方，アジア太平洋地域の巨大な経済圏において２１世紀型の新たなルールを構築することによってヒト・モノ・資本・情報の流通を促進し，我が国を含む締約国の経済成長を促すというＴＰＰ協定の理念を踏まえ，我が国としてもそのメリットを最大限享受することを意図するならば，我が国において質の高いコンテンツが継続的に生み出され，これが国内外に積極的に展開されるよう，コンテンツの創造・流通・利用のサイクルを適切に確保していくことが必要である。このため，ＴＰＰ協定を一つの契機として，第２章に述べた措置にとどまらず，より広い視点から，我が国の著作権制度等の見直しを一層加速していくことが適当である。

具体的には，デジタル化・ネットワーク化の進展など新たな社会のニーズに的確に対応して，新産業創出環境の形成，アーカイブの促進，教育の情報化への対応，障害者の情報アクセス確保も含め，権利制限規定やライセンシング体制などの制度整備の在り方や，権利情報の集約化などの利用円滑化方策について引き続き検討を行い，結論の得られたものから順次所要の措置を講じるべきである。

ＴＰＰ協定を契機としていわゆる「柔軟性の高い権利制限規定」の導入を求める声が関係団体から複数寄せられた[107]ところであるが，これに関連して，新産業創出環境の形成を始めとするデジタル・ネットワークの発達に対応した権利制限規定の見直しについて，昨年本小委員会に設置した「新たな時代のニーズに対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」において検討が進められている。同ワーキングチームにおいては，文化庁の行った著作物等の利用円滑化に関するニーズの募集に寄せられた広範なニーズを基に整理された課題の解決に向けた検討が始められているところであり，引き続き着実に検討を進めることが期待される[108]。

また，今回の第２章で述べた制度整備の内容と関連する課題についても，第２章に整理した対応にとどまらず，今後，関連する状況の推移も含めたより幅広い視点も踏まえて，時宜に応じて検討を行うことが適当である。

[107] 本小委員会（第６回）における thinkTPPIP，インターネットユーザー協会，主婦連合会，日本知的財産協会，電子情報技術産業協会提出意見。本小委員会（第８回）における国公私立大学図書館協力委員会提出意見。

[108]本小委員会（第６回）における日本経済団体連合会の意見提出においては，当該方針を支持する旨が示された。

保護期間については，映画の著作物や放送事業者の権利について，他の権利の取扱いとの均衡の観点から，関係団体から延長が要望されている。国際的な制度調和や，延長に伴う我が国の文化等への影響等の観点も踏まえて検討を行うことが期待される。

損害賠償制度の見直しについては，第２章において，ＴＰＰ協定の趣旨を踏まえた対応として現時点において適当と考えられる措置について提言した。しかし，権利者団体や本小委員会の委員からは，デジタル・ネットワーク化の進展に伴う著作権侵害被害の一層の深刻化を踏まえ，著作権侵害訴訟における損害賠償請求に係る権利者の負担の軽減等に向けた制度の更なる充実を求める声もあったところである。また，上に述べたように，本小委員会では，権利制限規定の在り方について，その適切な柔軟性を確保することも含めて検討が行われているところ，権利制限規定の柔軟性の向上は司法の果たすべき役割の拡大につながることから，制度設計の内容によっては，司法救済制度の在り方についても合わせて見直しが必要となる可能性がある。本課題については，これらのことを踏まえ，適時に検討を行っていくことが期待される。

さらに，上述のようなＴＰＰ協定の意義を踏まえ，ＴＰＰを活用し，海外での新たな市場開拓等を目指す我が国企業の後押しや，市場開拓の基礎となる知的財産の活用を促進するため，我が国コンテンツの海外展開へ総合的な支援を行うことが求められる。具体的には，我が国コンテンツの域内での正規流通を促進するとともに，著作権侵害防止のための海賊版対策事業（普及啓発事業，トレーニングセミナー等）の実施や，域内関係国における著作権制度の整備や運用能力向上への支援，権利情報の集約化に向けた取り組み等を行うことが重要である。

付属資料

１　第１５期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会委員名簿

２　第１５期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会審議経過

３　ヒアリング・意見発表団体一覧

付属資料１

１　第１５期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会委員名簿

※◎は主査，○は主査代理

	蘆　立　順　美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波　朋　子	弁護士
	井　上　由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今　村　哲　也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上　野　達　弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	大久保　直　樹	学習院大学法学部教授
○	大　渕　哲　也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥　邨　弘　司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河　村　真紀子	主婦連合会事務局長
	岸　　博　幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	窪　田　充　見	神戸大学大学院法学研究科教授
	末　吉　　亙	弁護士
	龍　村　　全	弁護士
	茶　園　成　樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内　正　人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
◎	土　肥　一　史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	野　原　佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	長谷川　浩　二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）（H27.10.14～）
	前　田　　健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前　田　哲　男	弁護士
	前　田　陽　一	立教大学大学院法務研究科教授
	松　田　政　行	弁護士
	森　田　宏　樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山　本　隆　司	弁護士
	横　山　久　芳	学習院大学法学部教授

（以上２５名）

付属資料２

２　第１５期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会審議経過（ＴＰＰ協定締結に伴う制度整備の在り方等関係）

○平成２７年１１月４日
・環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への対応について（関係団体からの意見発表・提出）

○平成２７年１１月１１日
・環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への対応について（意見交換）

○平成２８年２月１０日
・環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への対応について（関係団体からの意見提出）
・環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に伴う制度整備の在り方等（案）について（意見交換）

○平成２８年２月２４日
・環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への対応について（関係団体からの意見提出）
・環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書（案）について（意見交換）

付属資料３

３　ヒアリング・意見発表※団体一覧

・青空文庫
・一般社団法人インターネットユーザー協会
・一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
・一般社団法人学術著作権協会
・一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
・一般社団法人電子情報技術産業協会
・一般社団法人日本音楽著作権協会
・一般社団法人日本映画製作者連盟
・一般社団法人日本映像ソフト協会
・一般社団法人日本経済団体連合会
・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
・一般社団法人日本写真著作権協会
・一般社団法人日本書籍出版協会
・一般社団法人日本新聞協会
・一般社団法人日本知的財産協会
・一般社団法人日本動画協会
・一般社団法人日本民間放送連盟
・一般社団法人日本レコード協会
・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
・公益社団法人日本図書館協会
・公益社団法人日本文藝家協会
・国公私立大学図書館協力委員会
・コミックマーケット準備会
・主婦連合会
・日本放送協会
・thinkTPPIP（TPP の知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム）

（五十音順）

※ 書面による意見提出を行った団体を含む。